平成２８年（フ）第４１号
北海道千歳市柏陽１丁目２番地の３
債務者　柳谷　　真
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田周一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４号
三重県松阪市飯高町森1353番地
債務者　田中　繁男
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１５号
三重県松阪市飯高町森1353番地
債務者　田中きみよ
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１７号
三重県松阪市飯高町森1353番地
債務者　田中　太造
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１４号
仙台市太白区長町南４丁目23番14号　ひいらぎハイツ202、従前の住所茨城県水戸市新原１丁目21番27号　ファシネィション3119・102号
債務者　清水　大樹
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
京都市中京区西ノ京小堀町１番地13　ラスパルマス京都二条201
債務者　堀　　慎平
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
京都府城陽市平川広田５番地の18
債務者　岩本　健司
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
京都市南区吉祥院定成町６番地14　モードコウジ102号
債務者　安原　英明
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
京都市中京区西ノ京冷泉町130番地
債務者　酒本　健実
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地２―720
債務者　中川八千代
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
兵庫県姫路市大津区平松91番地１　クレストヨコセキⅡ103号室
債務者　川原真奈美
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０８号
兵庫県加古川市別府町別府891番地　第329川辺ビル101号
債務者　岸田　綾子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１号
鳥取県倉吉市みどり町3197番地２　サンライズ倉吉103（旧住所沖縄県宜野湾市大山１丁目５番12―703号　トーマス大山）
債務者　千代延　優（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第１０８号
広島市西区南観音２丁目８番27―201号　久幸方
債務者　上野智恵子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４４号
広島市佐伯区三宅町1182番地
債務者　**那**須　純子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５８号
広島市佐伯区湯来町大字和田1288番地２
債務者　清水　宣子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９３号
福岡市早良区城西３丁目17番20―704号
債務者　楢原　まり
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部